

第4期様似町地域福祉計画・
第7期様似町地域福祉実践計画

令和8年3月
様似町
様似町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の策定体制	5

第2章 様子町の現状

1 人口の推移	6
2 高齢者の状況	8
3 障がいのある人の状況	9
4 障がい者福祉事業の実績	13
5 ひとり親世帯の状況	15
6 生活保護者・世帯の状況	15
7 事業者からの聞き取り	16

第3章 計画の基本的な考え方

第4章 施策の展開

1 共に支え合うための人づくり	23
2 共に支え合うための地域づくり	24
3 共に支え合うための仕組みづくり	27

第5章 計画の推進

○ 資料1：様子町地域福祉計画策定委員会設置要綱

○ 資料2：様子町地域福祉計画策定委員名簿

○ 資料3：重層的支援体制整備事業について ※厚生労働省資料抜粋

第1章 計画の概要

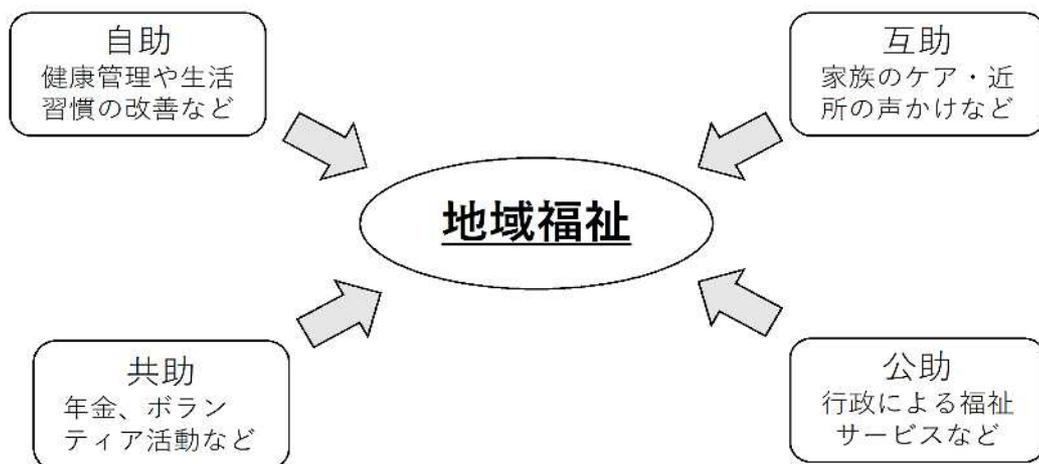
1 計画策定の背景

現在、日本では少子高齢化が急速に進み、出生率の減少が常態化しています。核家族化の進行や生活スタイルの多様化により、地域住民同士の付き合いや家族関係が希薄化し、社会的孤立が深刻化している現状があります。また、高齢者のみの世帯や高齢単身世帯の増加によって家族による介護や生活支援が不足し、老老介護や認認介護などの課題も常態化しつつあります。特に地方であるほど介護を担う人材やサービスの不足が顕著であり、複雑化・多様化する福祉ニーズに対応するための仕組みづくりが求められています。

現在の介護・福祉課題は、従来の制度では十分に対応が難しい状況です。住民が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備するためには、地域社会の支え合いが形成される仕組みの再構築が必要です。行政機関、社会福祉協議会、そして地域住民が一体となり、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」の組み合わせを活用することで、地域課題に対応する基盤をつくることが期待されています。

こうした状況や、障がいのある人もない人も、互いに人格と個性を尊重し合いながら生きる「共生社会」の実現が求められている情勢を踏まえ、本町は「地域で支え合いながら共生していく文化」の醸成を目指し、地域住民一人ひとりが主体的に地域福祉活動に関わることができるよう、環境づくりに取り組んでいく必要があります。

行政と社会福祉協議会、地域住民が協働し、孤立防止、高齢者・障がい者・子どもの支援、そして持続可能な福祉社会の実現に向けて、柔軟かつ包括的な施策を推進するため、本町では第1期計画以降、地域福祉実践計画と一体的に地域福祉計画を策定しており、今回「第4期地域福祉計画・第7期地域福祉実践計画」を策定するものです。



2 計画の位置づけ

2-1 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定されるものであり、町総合計画の下位計画として位置づけられています。地域福祉の充実を中心に据えた本計画は、町総合計画の基本理念である「夢を絆を 笑顔でつなぐ まちづくり」に基づき、その具体的な施策を具現化することを目的としています。

また、本計画は、本町における保健・福祉・医療の各分野の計画を総括し、それらを統合的に推進するための指針となるものです。さらに、地域づくりの視点を重視し、福祉分野にとどまらず、教育・防災・交通・環境・まちづくりなどの多様な分野との連携を意識した内容としています。

2-2 地域福祉実践計画

地域福祉実践計画は、地域福祉の推進を目的とした自主的な民間の活動・行動計画であり、住民主体の社会づくりを目指して、地域福祉推進団体である社会福祉協議会が中心となり策定するものです。

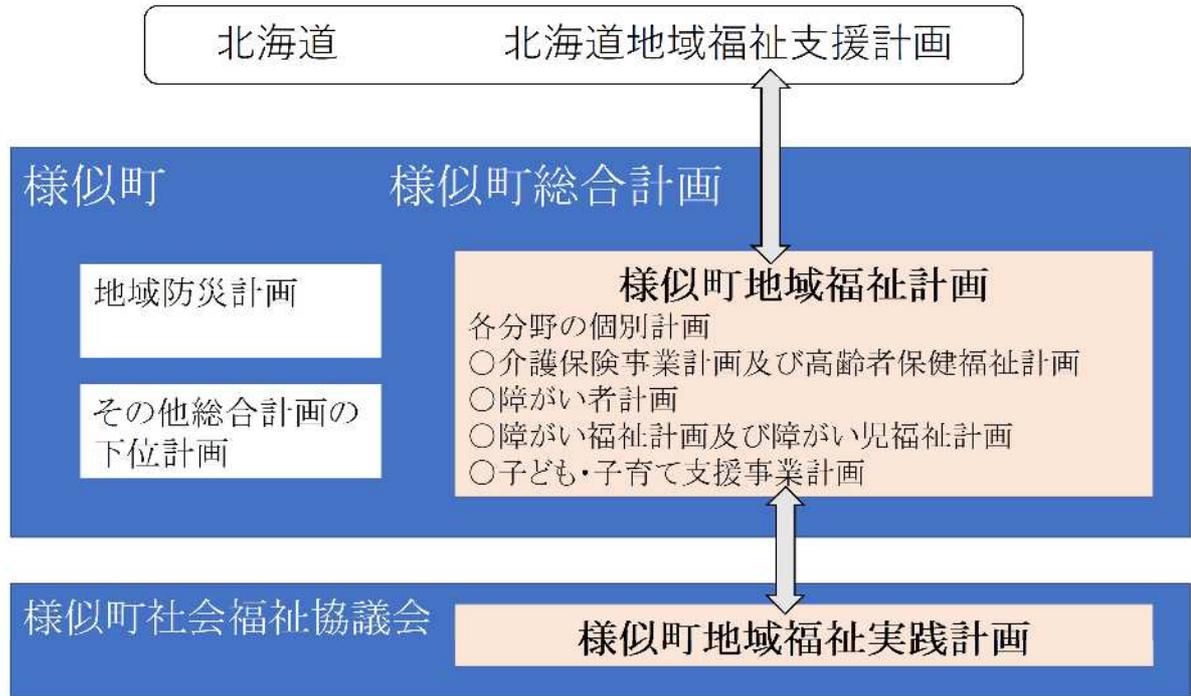
社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉推進の拠点として位置付けられている団体です。この協議会は事業の企画や実施、住民参加の促進、福祉に関する情報や活動の発信及び普及を担っています。本計画は、こうした協議会の活動を具体化するものであり、町民にわかりやすい形で地域福祉の推進を進める役割を担います。

2-3 地域福祉計画と地域福祉実践計画との関係

地域福祉計画は、地域福祉を推進するための基本方針や理念、仕組みを策定する計画です。一方で、地域福祉実践計画は、それを具体的に実行するために住民主体の活動や行動のあり方を明確にする計画です。それぞれの計画は性格が異なるものの、密接に関連し、地域福祉を進める上で重要な役割を果たしています。

地域福祉計画と地域福祉実践計画は「両輪」の関係として、地域が抱える課題を共有しながら相互に役割を果たし、補完し合うことで効果的に機能します。地域福祉計画が示す方向性に基づき、社会福祉協議会が具体的な活動を進めることで課題解決が促進され、住民主体の支え合う社会の構築と地域福祉の発展が期待されます。

計画の関係図



様似町の各計画の期間

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
総合計画	第9期					第10期				
地域福祉計画	第3期	第4期				第5期				
地域福祉実践計画	第6期	第7期				第8期				
介護保険事業計画 高齢者保健福祉計画	第9期		第10期			第11期			第12期	
障がい者計画	第4期					第5期				
障がい福祉計画 障がい児福祉計画	第7期 第3期	第8期 第4期			第9期 第5期			第10期 第6期		
子ども・子育て支援 事業計画	第3期					第4期				

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、1又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調査及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 計画の策定体制

3-1 計画策定委員会による審議

本計画の策定にあたっては、福祉サービス事業者、医療関係者、保健・福祉関係者、民生委員児童委員、学識経験者など10名で構成する「様似町地域福祉計画策定委員会」を設置し、2回の審議を行いました。

また、本策定委員会の開催にあたり、地域づくりコーディネーター石黒 様にアドバイザーとしてご参加いただき、貴重なご助言を頂戴いたしました。

● 令和7年9月18日 第1回策定委員会

● 令和8年2月26日 第2回策定委員会

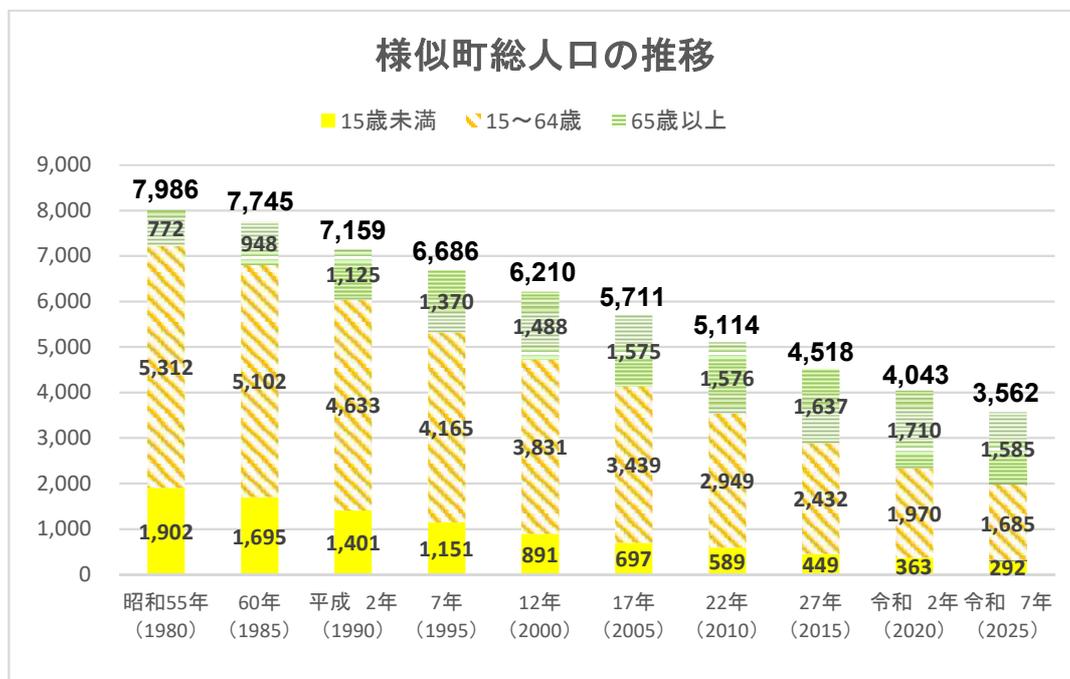
3-2 福祉関係者等による意見交換

本計画の策定に際し、地域福祉の現状や課題を把握するため、自力で意思を表明することが困難な障がい者をはじめ、実際に福祉サービスを必要とされている方々の状況を反映することを目的として、福祉事業所6箇所を訪問し、関係者の皆様から貴重なご意見を聴取いたしました。

第2章 様似町の現状

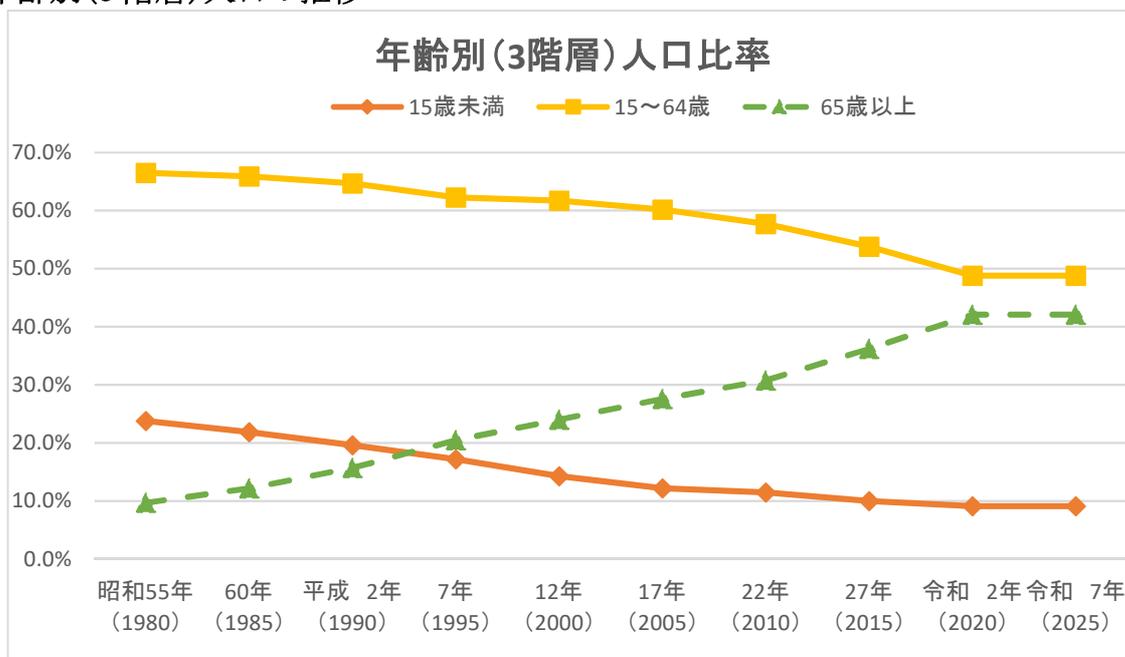
1 人口の推移 (※(1)(2) は「様似町人口ビジョン」より)

(1) 総人口の推移



出典：国勢調査結果、ただし令和 7 (2025) 年は国ワークシートによる社人研推計

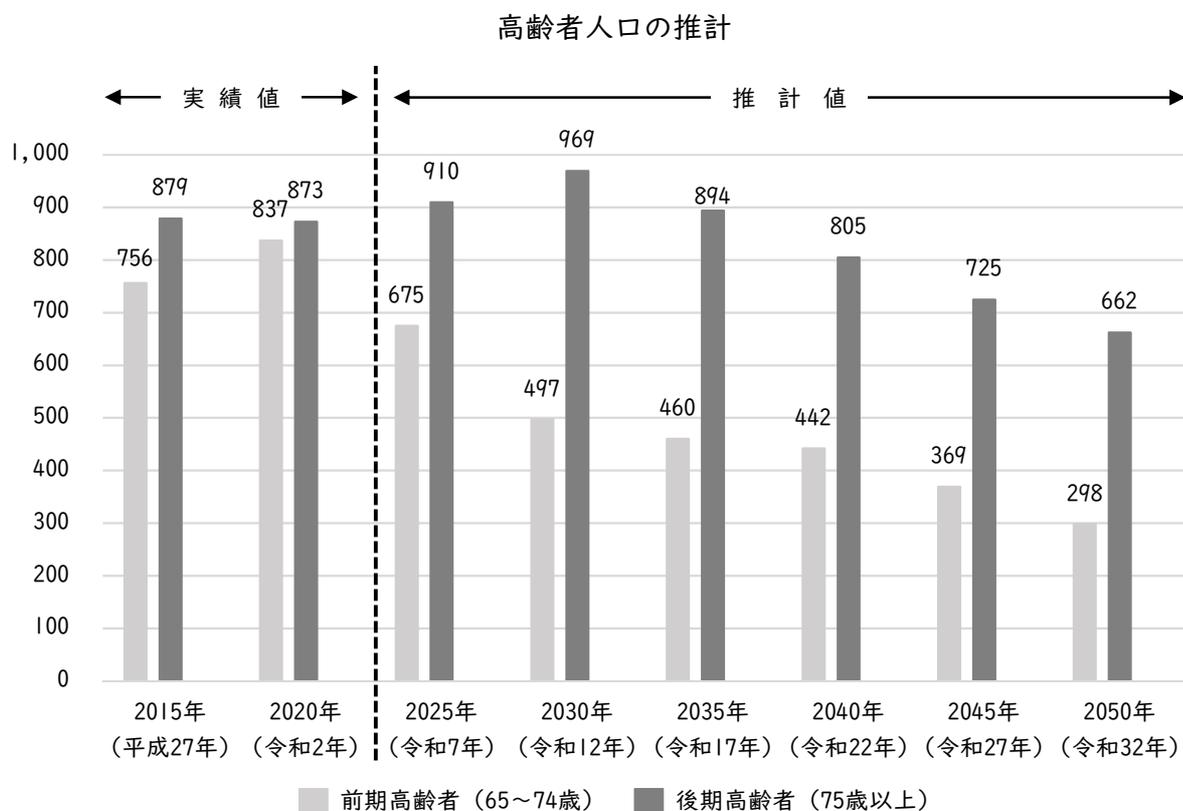
(2) 年齢別(3階層)人口の推移



出典：国勢調査結果、ただし令和 7 (2025) 年は国ワークシートによる社人研推計

(3) 高齢者人口の状況 ※(3)(4)は「第9期様似町介護保険事業計画」より)

高齢者人口は、2030年(令和12年)以降は、後期高齢者人口が前期高齢者の約2倍になると予測されています。



(4) 高齢者のいる世帯の状況 (施設入所者を除く)

区分	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)	2020年 (令和2年)
総世帯数 A	2,403	2,330	2,203	2,044	1,909
65歳以上がいる世帯数 B(世帯)	1,018	1,090	1,090	1,118	1,111
総世帯数に占める割合 B/A(%)	42.4	46.8	49.5	54.7	58.2
夫婦のみ世帯数 C(世帯)	333	344	351	288	413
総世帯に占める割合 C/A(%)	13.9	14.8	15.9	14.1	21.6
65歳以上世帯に占める割合 C/B(%)	32.7	31.6	32.2	25.8	37.1
単身世帯数 D(世帯)	270	326	368	380	374
総世帯に占める割合 D/A(%)	11.2	14.0	16.7	18.6	19.6
65歳以上世帯に占める割合 D/B(%)	26.5	29.9	33.8	34.0	33.7
その他 E(世帯)	415	420	371	450	324
総世帯に占める割合 E/A(%)	17.3	18.0	16.8	22.0	17.0
65歳以上世帯に占める割合 E/B(%)	40.8	38.5	34.0	40.3	29.2

(平成12年~令和2年 国勢調査)

2 高齢者の状況 (※(1)~(3)は「第9期様似町介護保険事業計画」より)

(1) 高齢者の受診状況

区分	1人あたり件数(件)				1件あたり日数(日)				1日あたり医療費(円)			
	65~74歳		75歳以上		65~74歳		75歳以上		65~74歳		75歳以上	
年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度	R4年度	R3年度
入院	0.37	0.31	0.71	0.74	11.2	10.88	16.00	15.43	65,097	54,258	19,041	36,889
入院外	11.56	11.16	12.69	13.24	1.27	1.26	1.38	1.41	10,366	11,093	13,153	12,908
歯科	1.58	1.48	1.25	1.26	2.38	2.51	2.29	2.42	7,691	7,579	7,771	7,430
調剤	10.07	9.83	11.4	12.09	1.1	1.12	1.18	1.20	10,728	10,932	13,118	13,800

(令和4年度・令和3年度国保年報、後期高齢者医療年報より算出)

(2) 高齢者の就業の状況

		平成27年			令和2年		
		人口(人)	就業者(人)	就業率(%)	人口(人)	就業者(人)	就業率(%)
男	65~74歳	354	204	57.6	416	270	64.9
	75歳以上	329	69	21.0	338	75	22.2
	計	683	273	40.0	754	345	45.8
女	65~74歳	402	134	33.3	421	183	43.5
	75歳以上	550	45	8.2	535	50	9.3
	計	952	179	18.8	956	233	24.4
合計	65~74歳	756	338	44.7	837	453	54.1
	75歳以上	879	114	13.0	873	125	14.3
	計	1,635	452	27.6	1,710	578	33.8
北海道 65歳以上		1,558,387	302,469	19.4	1,664,023	376,153	22.6

(国勢調査より)

(3) 老人クラブの組織状況

	平成22年	平成27年	平成29年	令和2年	令和5年	令和7年度4月
地区組織数	12	10	8	6	4	連合会は解散。 地区組織は存続
会員数	493	337	251	165	100	

(各年3月末現在)

(4) 要介護認定者の状況

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	31	43	36	46	44	31	12	243
65~74歳	4	1	2	2	2	0	1	12
75歳以上	27	42	34	44	42	31	11	231
第2号被保険者	0	0	0	0	0	0	0	0
総数	31	43	36	46	44	31	12	243

(令和7年12月末現在)

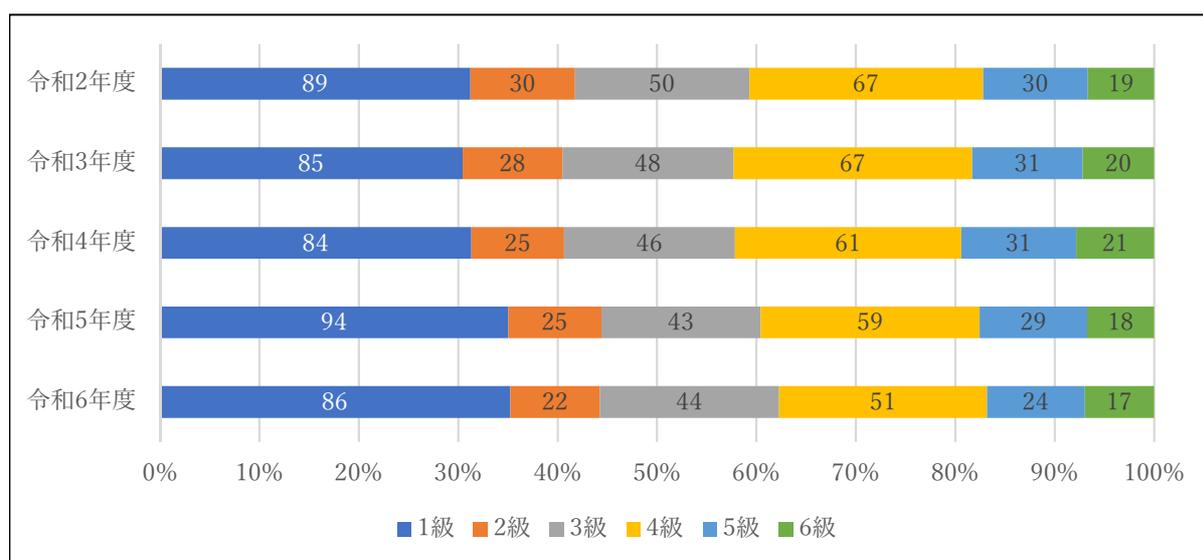
3 障がいのある人の状況

① 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳を持っている人の数(級別) (単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
1級	89	31.3	85	30.4	84	31.3	94	35.1	86	35.3
2級	30	10.5	28	10.0	25	9.3	25	9.3	22	9.0
3級	50	17.5	48	17.2	46	17.2	43	16.0	44	18.0
4級	67	23.5	67	24.0	61	22.8	59	22.0	51	20.9
5級	30	10.5	31	11.1	31	11.6	29	10.8	24	9.8
6級	19	6.7	20	7.3	21	7.8	18	6.8	17	7.0
合計	285	100.0	279	100	268	100.0	268	100.0	244	100.0

(各年度末現在)

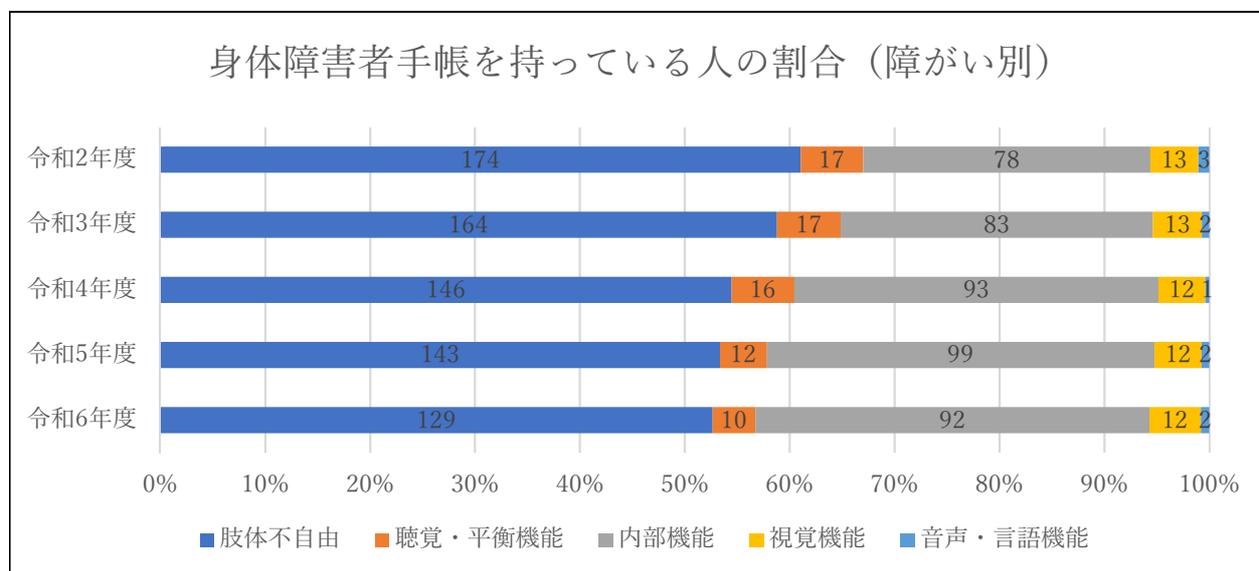


身体障害者手帳を持っている人の数(障がい別)

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
肢体不自由	174	61.1	164	58.8	146	54.4	143	53.4	129	52.9
聴覚・平衡機能	17	6.0	17	6.1	16	6.0	12	4.5	10	4.1
内部機能	78	27.4	83	29.8	93	34.7	99	36.9	92	37.7
視覚機能	13	4.6	13	4.7	12	4.5	12	4.5	12	4.9
音声・言語機能	3	0.9	2	0.6	1	0.4	2	0.7	1	0.4
合計	285	100	279	100	268	100.0	268	100.0	244	100.0

(各年度末現在)



身体障害者手帳を持っている人の年齢(障がい別)

※令和6年2月より18歳未満の方の身障手帳所持者が0人となりました。

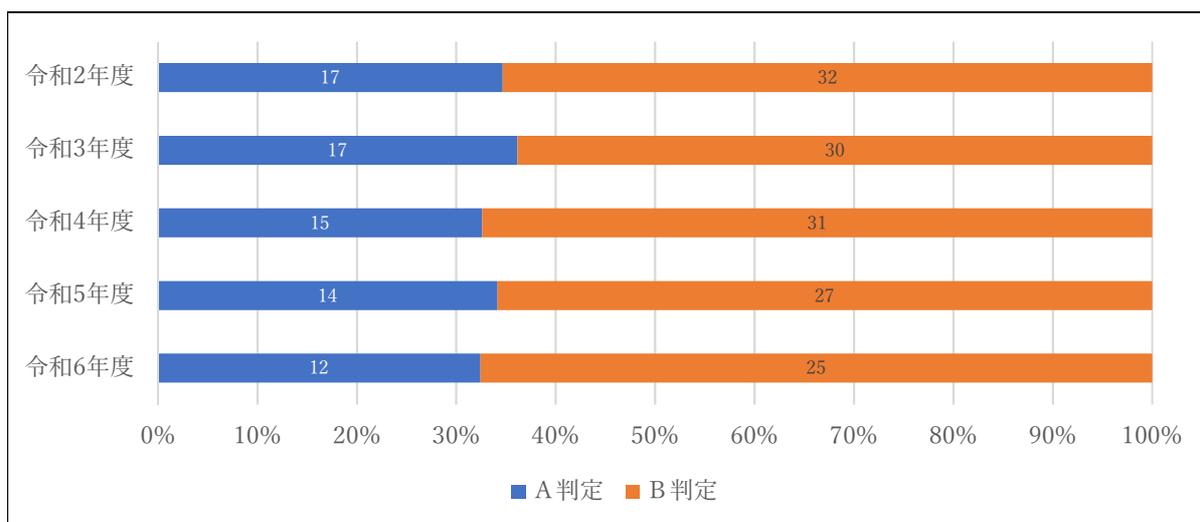
② 知的障がいのある人の状況

療育手帳を持っている人の数(判定別)

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
A判定	17	34.7	17	36.2	15	32.6	14	34.1	12	32.4
B判定	32	65.3	30	63.8	31	67.4	27	65.9	25	67.6
合計	49	100.0	47	100.0	46	100.0	41	100.0	37	100.0

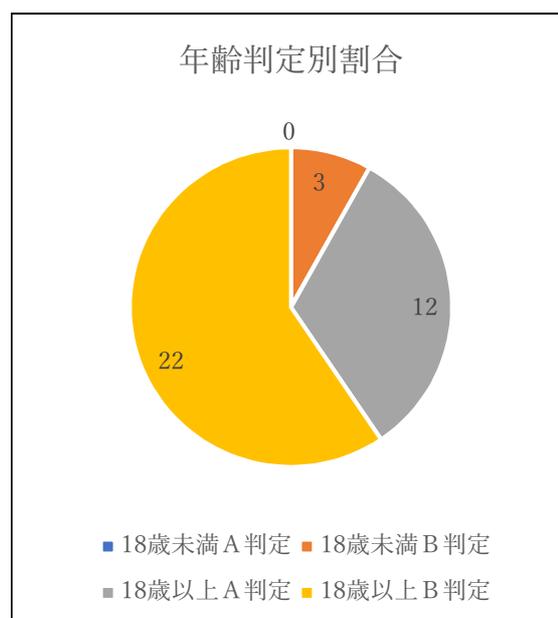
(各年度末現在)



療育手帳を持っている人の年齢 (単位:人)

		A判定	B判定	合計
18歳未満	数	0	3	3
	%	0	100.0	100.0
18歳以上	数	12	22	34
	%	35.3	64.7	100.0
合計	数	12	25	37
	%	32.4	67.6	100.0

(令和6年度末現在)



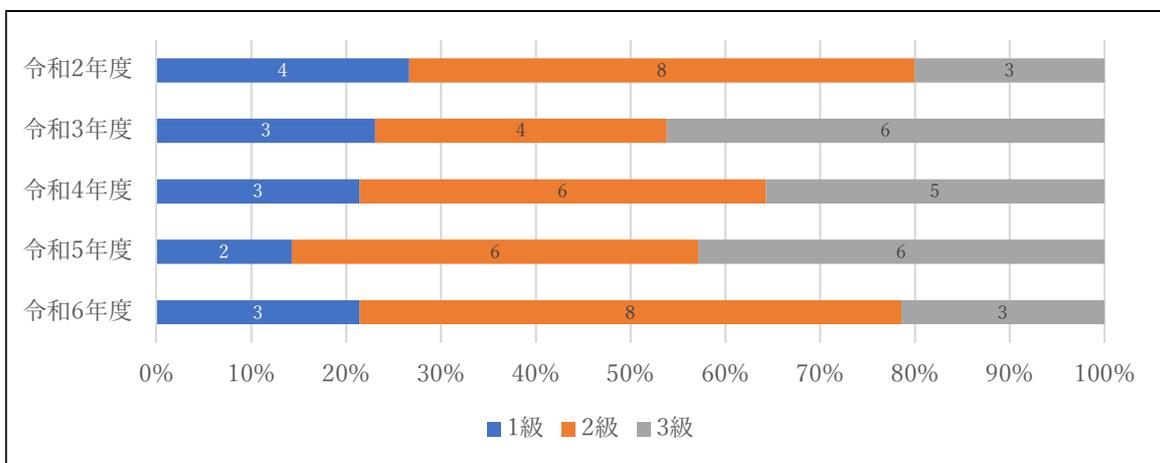
③ 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳を持っている人の数(級別)

(単位:人)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
1級	4	26.7	3	23.1	3	21.5	2	14.4	3	21.4
2級	8	53.3	4	30.8	6	42.8	6	42.8	8	57.2
3級	3	20.0	6	46.1	5	35.7	6	42.8	3	21.4
合計	15	100.0	13	100.0	14	100.0	14	100.0	14	100.0

(各年度末現在)



精神障害者保健福祉手帳を持っている人の年齢(級別)

		1級	2級	3級	合計
18歳未満	数	-	-	-	-
	%	-	-	-	-
18~64歳	数	3	8	3	14
	%	21.4	57.2	21.4	100.0
65歳以上	数	-	-	-	-
	%	-	-	-	-
合計	数	2	6	6	14
	%	21.4	57.2	21.4	100.0

(令和6年度末現在)

4 障がい者福祉事業の実績

① 自立支援給付サービスの見込みと実績

(1) 居住系サービスの見込みと実績

(単位:人)

サービス体系	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
自立生活援助	1	0	1	0	1	0	1	-
共同生活援助 (グループホーム)	17	15	17	15	16	17	16	-
施設入所支援	19	20	18	20	20	23	20	-
全 体	37	35	36	35	37	40	37	-

(各年度末現在)

(2) 日中活動系サービス量の見込みと実績

(サービス利用者数)

サービス体系	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	25	24	25	23	25	26	25	-
自立訓練(機能訓練)	1	0	1	0	1	0	1	-
自立訓練(生活訓練)	1	1	1	2	1	2	1	-
就労移行支援	1	0	1	0	1	0	1	-
就労継続支援(A型)	1	0	1	1	1	2	1	-
就労継続支援(B型)	20	18	20	19	20	21	20	-
就労定着支援	1	0	1	0	1	0	1	-
療養介護	1	1	1	1	1	1	1	-
地域活動支援センター	3	0	3	0	1	0	1	-
全 体	54	44	54	46	52	52	52	-

(1月あたりのサービス提供延日数)

サービス体系	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
生活介護	575	552	575	529	575	598	575	-
自立訓練(機能訓練)	23	0	23	0	23	0	23	-
自立訓練(生活訓練)	23	23	23	46	23	46	23	-
就労移行支援	23	0	23	0	23	0	23	-
就労継続支援(A型)	23	0	23	23	23	46	23	-
就労継続支援(B型)	460	414	460	437	460	483	460	-
児童発達支援	35	19	35	20	35	35	35	-
放課後等デイサービス	70	47	70	46	70	64	70	-
短期入所	28	5	28	5	14	6	14	-

(3) 訪問系サービスの見込みと実績

(単位:件)

サービス体系	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
居宅介護	120	77	120	75	60	79	60	-
(居宅介護の利用者数)	6	7	6	8	6	8	6	-

②地域生活支援事業の見込みと実績

事業名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
(1) 相談支援事業								
① 相談支援事業	3	3	3	3	3	3	3	-
ア 障害者相談支援事業 (箇所数)	2	2	2	2	2	2	2	-
イ 地域自立支援協議会 (箇所数)	1	1	1	1	1	1	1	-
② 成年後見制度利用支援事業	1	0	1	0	1	0	1	-
(2) 意思疎通支援事業	1	0	1	1	1	0	1	-
(3) 日常生活用具給付等事業 (給付等見込件数)								
① 介護・訓練支援用具	2	1	2	2	2	0	2	-
② 自立生活支援用具	2	1	2	1	2	0	2	-
③ 在宅療養等支援用具	1	0	1	2	1	2	1	-
④ 情報・意思疎通支援用具	1	0	1	0	1	0	1	-
⑤ 排泄管理支援用具	100	114	100	121	120	109	120	-
⑥ 居宅生活動作補助用具(注改續)	1	0	1	0	1	0	1	-
(4) 移動支援事業								
実施事業所	1	1	1	0	1	0	1	-
利用者数	1	1	1	0	1	0	1	-
利用時間	72	50	72	0	12	0	12	-
(5) 地域活動支援センター								
① 基礎的事業	3	0	3	0	3	0	3	-
(6) その他事業								
① 日中一時支援事業	1	0	1	0	1	0	1	-

5 ひとり親世帯の状況

令和6年度末現在の「ひとり親家庭等医療費助成」の対象世帯は 30 世帯となっており、その内訳は、母子家庭が 28 世帯、父子家庭が 2 世帯となっています。

【医療費助成対象世帯】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	43世帯	40世帯	36世帯	34世帯	30世帯

(各年度末現在)

※「ひとり親家庭等医療費助成」対象世帯…18歳に達する年度の末日までの間にある者を扶養若しくは監護、又は18歳に達する年度の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの者を扶養している、一定の所得の額以下のひとり親世帯。生活保護世帯は除く。

6 生活保護者・世帯の状況

【生活保護受給者】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
世帯数	67世帯	68世帯	59世帯	62世帯	54世帯
人数	78人	77人	69人	72人	63人

(各年度末現在)

7 事業所からの聞き取り

本計画の策定にあたっては、自力では回答が困難な障がいをもつた等のご意見を反映させるために、事業所へ直接聞き取り調査を実施しました。

(1) 事業所への聞き取り調査の概要

① 調査地域	日高管内
② 調査対象	障がい者支援施設をはじめとする6事業所 ◎ 障がい者支援施設 浦河わらしべ園 ◎ 障がい者支援施設 浦河向陽園 ◎ 社会福祉法人 静内ペテカリ ◎ 特定非営利活動法人こみっと ◎ 障がい者相談支援事業所ういず ◎ 社会福祉法人 浦河べてるの家
③ 調査方法	代表者からの聞き取り
④ 調査期間	令和7年8月7日から令和7年8月19日まで
⑤ 調査項目	● ①利用者の要望 ● ②5年後にあったらいいなと思うもの ● ③地域で取り組んでほしいこと ● ④様子町に対する感想 ● その他

(2)聞き取り調査内容

①利用者の要望 (不安・不満に思っていること)

- 通所サービス（障害福祉：生活介護）の回数を増やしたい。
- 遊べる場所、日中活動の場がない。
- 身近に療育相談を行える場がない。
- どの事業所でも、人手不足から支援の質低下が懸念される。
- 保護者の高齢化（引きこもりや障がい者の親亡き後の支援）
- 障がい者に限らず、生活苦の相談が増えてきている。
- 潜在的な障がい者が、コミュニティから出た際に上手くいかない。
- 養護学校卒業後、地元から遠く離れた生活に保護者は不安がある。

(サービスの回数を増やしたい)

現在、各事業所において待機者なく運営されており、安定的なサービス提供が実現されている状況です。一方で、サービス提供回数を増やしたい等、利用者側からのサービス拡充の要望に対しては、人手不足のため対応が困難な状況にあります。

このような人手不足の問題については各事業所でそれぞれ抱えているものの、これを補うために非正規雇用者を増やした場合、正規社員に比べ業務責任が担いきれず、支援の質が低下するのでは、との懸念が挙げられました。

(日中活動の場)

障がいの有無を問わずあらゆる分野における共通の課題として、町民同士が集い交流できる場所が不足している状況にあります。地域住民が安心して余暇を過ごせるような場を望む意見が各事業所から挙げられており、こうしたニーズに応えるための方策が求められています。交流の場の整備は、町全体の活性化にも繋がるものであり、長期的な視点で取り組むべき重要な課題といえます。

(サービス利用者以外への支援)

親亡き後の支援も非常に深刻な課題であり、これまで保護者が支援を続けることで表面化してこなかった障がい者が、保護者の死後はどのように生活を築いていけばいいか不透明となる状況が懸念されています。それまでの生活基盤やコミュニティから離れることにより、社会的につながりを維持できず孤立し、円滑に生活できなくなる恐れも指摘されています。このような問題を防ぐために、親亡き後も安定した生活を支える仕組みや、保護者等、ケアを行う方々(ケアラー)が声をあげやすくするための、ケアラー支援の整備が必要とされています。

②5年後にあったらいいなと思うもの

☆障害・介護関係なく集まれる日中活動の場。

☆引きこもりが外に出るためのきっかけになるような場。

☆重度の障がい者が災害時に避難する場所。

☆8050問題における、50側の活躍できる場。

☆就労継続支援事業所（障がい者の働く場）

☆金銭管理の支援（日常生活自立支援事業）

（日中活動の場）

地域福祉計画の策定年数が5年間であることから、計画終了となる5年後においてどのような成果が望まれるか、を問う意見聴取を行ったところ、①の要望でも挙げられているとおり、日中活動の場を望む声が複数の事業所から挙げられました。

こうした活動の場は、単なる居場所としての機能に留まらず、社会的孤立を防ぎつつ、様々な年代の方が活躍できる場等、多様なニーズに対応するための包括的な役割が期待されています。

（災害時に避難する場所）

当町には既に福祉避難所は設置されていますが、障がい者支援としての機能は持ち合わせておらず、医療的ケアが必要な重度心身障がい者への対応は困難な状況です。

この課題の解決にあたっては、福祉避難所の機能強化を図ることも必要ですが、設備や人材面において、現状のリソースでは対応に限界が生じることが予測されることから、他町の障がい者支援施設との連携を積極的に図ることが求められます。これに伴い、具体的な支援要項や協力体制を構築し、災害時において円滑な対応を可能とする仕組みを検討していくことが重要です。

（金銭管理の支援）

認知症高齢者は増加傾向にあり、身近な支援者が不在となるケースも多く、本人の判断能力を補い、地域生活を支える「日常生活自立支援事業」の必要性は高まっています。

誰もが尊厳を保持し、住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、支援を必要とする方を早期に発見・支援できる実施体制の整備が必要であり、相談体制の拡充と上記制度の整備が喫緊の課題として挙げられます。

③地域で取り組んでほしいこと (行政以外のはたらき)

* 特にないが、障がい者に理解をもって温かく見守ってほしい。

* 軽度知的障がい児が勉強・スポーツができなかったとしても、楽しかったと思える学生生活を送れるよう、手助けしてほしい。

(温かく見守ってほしい)

町の施策としてではなく、近隣の方々や地域全体で何かできることがあるか、を問う意見聴取を行いました。6事業所中4事業所からは具体的な要望はありませんでした。

1事業所からは強いていえば「温かく見守ってほしい」との意見が挙げられました。通所で生活する障がい者も地域の中で安心して暮らせるよう、町全体で温かく接してほしいというものです。

障がいをもつ方でも住み慣れた町で心穏やかに生活を送れるよう、地域における支援や理解を促進する取組が必要です。こうした共生社会の実現を目指し、地域住民の皆様への啓発活動について、引き続き取り組んでいくことが重要です。

(楽しかったと思える学生生活を)

軽度知的障がい児含め、勉強やスポーツが苦手な子供たちに対して、社会全体はその能力を求めることに固執せず、彼らが成長後に学生生活を振り返った際「楽しかった」と思える経験を提供すること、の重要性が挙げられました。

都心部と地方で環境に差が生じることは避けられませんが、それに囚われることなく、地域全体で子供たちの個性を尊重し、多様で充実した体験を支える取組が必要であるとの提案です。このような視点を共有し、家庭や学校だけでなく、地域全体で子供たちが安心して成長できる環境づくりを目指していくことが重要です。

◆当町当課に係る意見や感想、その他聴取内容については以下のとおりです。

④様似町に対する感想

- 施設（事業所）があればあるだけ町の負担となる。その点、効率良くやっている。
- 現在の資源で出来ることはやっていると思うが、事業所のある浦河の方が活発に行っている印象は受ける。
- 保健師が柔軟な対応をしてくれて助かっている。
- 介護事業所の人材育成について、力を入れて取り組んでほしい。

その他

◆地域移行*の推進が重要視されているが、理想ではなく現実的な提供体制の検討が不可欠である。施設での集中的なケアと、30件の個別訪問による分散型支援では、必要な人員や移動コストが激変する。

◆フォーマルな取組を開雲に掲げたところで、実現性がなければ意味がない。限られた資源を最大限有効活用することを考えるべき。

◆日中活動の場は、常設でなくともその1回を楽しみとして、気持ちのハリに繋がる。通常の間では相談しづらい人でも、同じ立場の人同士で話をすることで、否定的な意見がでず、疎外感を感じずに相談ができる。

*地域移行：障がいのある方や高齢者が、入所施設や病院ではなく、住み慣れた自宅等の「地域」で自分らしく暮らせるよう移り住むこと

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

地域福祉計画は、様似町民が、健康で安心して安全に生活できる地域社会を築くための指針となるものであり、地域福祉実践計画と連動し、福祉の側面から町の目標の実現を目指すものです。

基本理念を次のとおり設定します。

共に支え合い 安心して暮らせる まちづくり

2. 計画の基本目標

基本目標1 共に支え合うための 人づくり

地域福祉を推進するためには、活動の担い手が必要です。町広報で周知啓発をし、各種研修会やサポーター養成講座等の開催を通じ、地域に眠っている多様な人材を発掘し育てていきます。

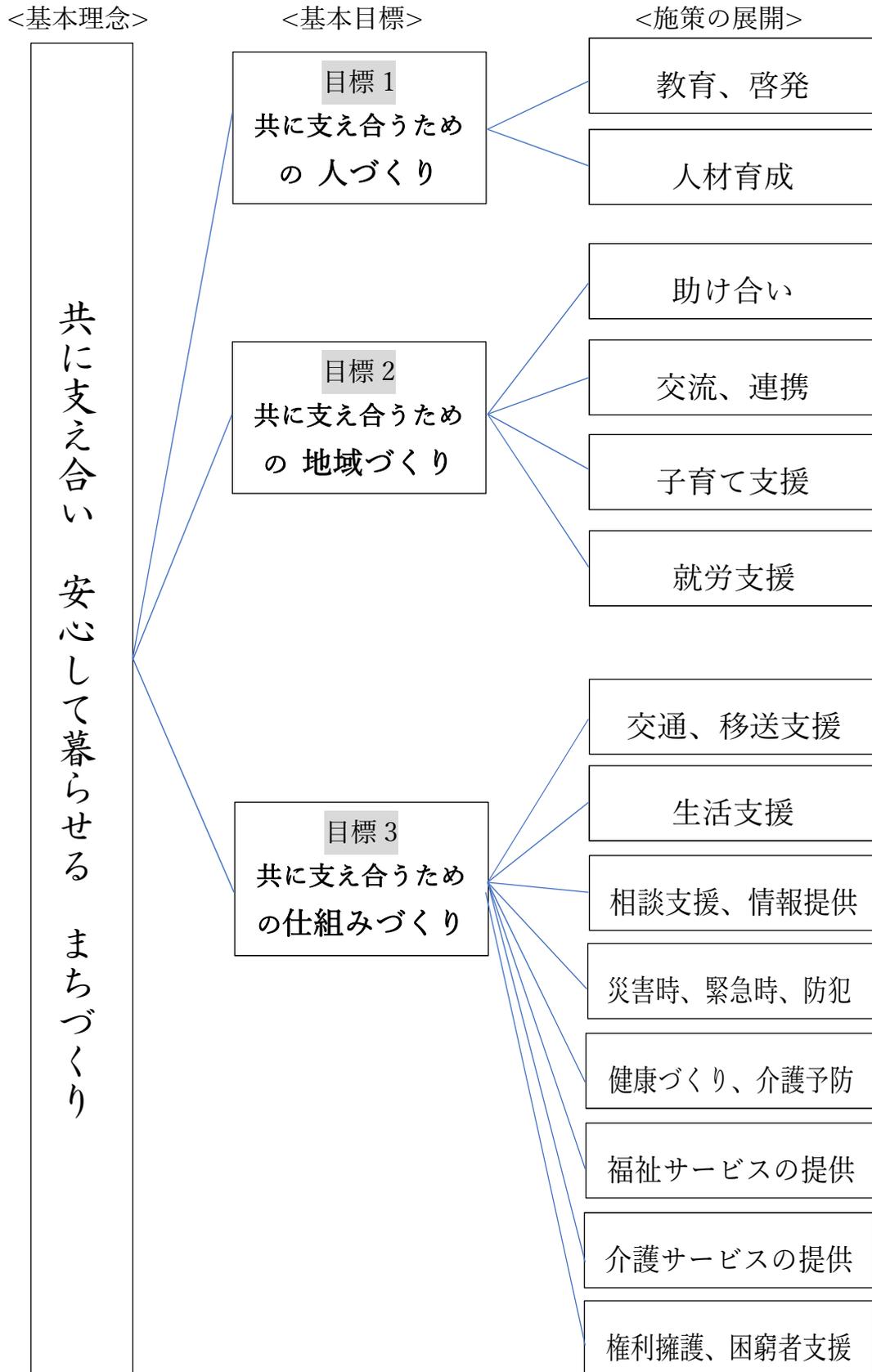
基本目標2 共に支え合うための 地域づくり

地域における交流や話し合いの機会を増やし、共に支え合う地域社会を作っていきます。そのためには、多様な人がつながることができる居場所づくりも重要です。

基本目標3 共に支え合うための 仕組みづくり

高齢者等の日常生活での困りごとを解決するため、地域住民・様似町行政・社会福祉協議会が創意工夫し、必要な支援につなげる仕組みづくりをしていきます。

3. 計画の施策体系



第4章 施策の展開

1. 共に支え合うための人づくり

(1) 教育、啓発

<現状と課題>

「認知症サポーター養成講座」は、近年は様似小学校 4 年生を対象に毎年開催しており、依頼があれば大人の団体向けにも随時開催しています。

町広報を通じて、「認知症」「ケアラー」などに関する啓発記事を掲載しています。

認知症や医療介護連携については、講演会や体験会を開催した年度もあります。

介護予防・生活支援サポーター養成講座では、高齢化社会や介護保険の現状についての説明の時間を設けています。

<町民や地域で行うもの>

- ・地域の課題を「我が事」と意識し、日頃から関心を持つ
- ・町広報記事に目を通すようにする。
- ・認知症サポーター養成講座や町の各種出前講座開催を申し込んだり、受講者として参加を検討する。

<町行政が行うもの>

- ・学童期から介護や認知症に対する理解を深められるよう、小学校での認知症サポーター養成講座や高齢者疑似体験会を通じた福祉教育を継続する。
- ・町広報への啓発記事掲載を継続する。
- ・講演会や体験会を中期的な計画のもと開催していく。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・社協だより「くらしいきいき」の発行
- ・社協ホームページによる発信及び情報充実

(2) 人材育成

<現状と課題>

介護予防や生活支援のサポーター養成講座を開いています。

医療や介護の職を目指す人や、町外から就業する人のために「修学就業資金貸付事業」を行っています。また、介護職の資質向上や、研修に係る経費を支援するため、研修費用助成事業を行っています。

保健師職について、近隣町とも連携のうえ実習生の受け入れを行っています。

課題として、医療介護福祉の人材不足や、町民生委員のなり手不足があります。

<町民や地域で行うもの>

- ・高齢者事業団や福祉分野での就業や資格取得、ボランティア（サポーター）養成講座への参加を検討する。

<町行政が行うもの>

- ・サポーター養成講座の開催や、各種助成や貸付事業を継続し、広報周知も行う。
- ・医療介護福祉分野の仕事のやりがい等、関心を持ってもらうための発信を行っていく。
- ・既存の福祉ボランティア団体や登録サポーターの活動支援や助成等を行う。
- ・可能な限り、保健師等の実習生の受け入れをする。
- ・職員の研修参加を奨励する。職場内研修等を行い資質向上に努める。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・職員研修の推進（スキルアップ研修及び専門知識の充実等）
- ・職員資格取得奨励（社会福祉士、介護支援専門員、介護福祉士）
- ・事業の効率性や評価に対する意識づけ（コスト意識）
- ・情報の伝達、共有化（指示、報告、連絡等）
- ・職員配置等の強化（人材の確保）
- ・介護職員による内部研修（月例会）
- ・外国人の配置検討（ヘルパー業務以外）

2. 共に支え合うための地域づくり

(1) 助け合い

<現状と課題>

高齢者の日常生活での困りごとや課題を把握し、住民や関係機関での話し合いの場を設け、解決策を探っていくため、平成29年度から町では「生活支援体制整備事業」に取り組んでおり、生活支援サポーターの登録を募って、病院付き添いや草刈り等のニーズに応えています。一方、サポーターの高齢化や活動状況の偏り、生活支援コーディネーターが兼務体勢などの課題があり、令和7年度からは、職員の兼務ではなく専任のコーディネーターを外部委託する体制とし、より効果的な支え合いの仕組み作りに向けて協議を進めています。

将来的には、制度の枠組みにとらわれず、障がい者や生活困窮者、ケアラーなどにも対象を広げて重層的な支援体制を構築していくことが必要です。

<町民や地域で行うもの>

- ・生活支援サポーターに登録して活動したり、身近な人の困りごと解決に協力し、助け合いの地域社会を作っていく。
- ・住民主体のサービスの創設や地域での居場所づくりなどに取り組む。

- ・自治会や会社などでもできないか探していく。

<町行政が行うもの>

- ・「生活支援体制整備事業」を生活支援コーディネーターと連携して進めていき、助け合いの地域社会に必要な仕組みを住民とともに作り上げていく。
- ・活動した人に、町内のお店で使えるボランティアポイントを付与する制度は継続する。
- ・「ケアラー」支援について町内に理解を浸透させていく。
- ・様々な困難を抱えた人を地域で支える仕組みを作ったり居場所を作る際には、国の「重層的支援体制整備事業」の活用も検討する。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・自治会福祉部、ボランティア団体の育成と連携
- ・民生委員協議会（民生委員、児童委員）活動への協力及び情報交換

(2) 交流、連携

<現状と課題>

町幼児センターや様似町子ども会育成連絡協議会などで世代間交流の行事があるものの、世代間や障害の有無を超えた交流の場は少ない。

関係者間では、定例の連携会議や、必要に応じた連携会議が開催されています。

<町民や地域で行うもの>

- ・町内の交流行事に積極的に関わり参加する。
- ・自治会などでも交流行事を企画し実施する。

<町行政が行うもの>

- ・現在の交流事業を継続する。
- ・国の「重層的支援体制整備事業」を検討する中で、現町長の選挙公約にもある高齢者等が集える「シニアカフェ」の設置を目指していく。
- ・地域で福祉活動をしている団体同士が交流し活動成果を報告し合える場を検討する。
- ・地域福祉計画の策定時以外でも、近隣の福祉事業所への聞き取りや意見交換を行う。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・町内外の福祉関係機関及び福祉団体との情報交換、連携
- ・各福祉関係協議会（町高齢者保健福祉推進協議会等）への参画及び協力
- ・各生活館を活用したサロン開催検討（一部夜間サロン開設）
- ・1人暮らし老人等との食事会（みんなで食べよう・IN・さまに）の再検討

(3) 子育て支援

<現状と課題>

町立幼児センター内の「子育て支援係」により、子育てサロンや親子参加事業などを実施しています。幼児センターの「一時預かり事業」では、保護者の都合により家庭で保育できない時に一時預かりを実施しています。近年は共働き家庭が増えており保育ニーズの割合は高くなっています。

町保健福祉課では、乳幼児全戸訪問や養育支援訪問を実施しており、乳幼児健診での相談とも合わせ、子育てや子の発達状況についての相談対応などを行っています。

他に、各種助成事業のほか、令和7年度からは、メール等で専門家に医療等の相談ができる「産婦人科小児科オンライン」サービスを開始しています。

社会状況や家族状況などを背景として、子育てに困難を抱えている家庭は減っていません。

国から努力義務として設置を求められている『子ども家庭支援センター』について様似町では現在未設置となっています。

<町民や地域で行うもの>

- ・地域の子育て家庭について、地域住民として声掛けや見守り、具体的な支援をしていく。
- ・子育てをしている親同士で交流をする。

<町行政が行うもの>

- ・幼児センター、保健福祉課において、上記の各種事業を継続する。
- ・「産婦人科小児科オンライン」については、母子手帳や予防接種との連携について今後詳細が決まってくるので状況確認し対象者には周知していく。
- ・『子ども家庭支援センター』については、教育部局との調整や組織再編が必要であり、設置について今後も検討を続けていく。
- ・相談対応等は現状の仕組みの中で対応を続けていく。
- ・医療費については、町内の18歳未満は無料となっており継続。
- ・障がいを持つ子どもには、制度に基づき療育施設の案内などの対応をしていく。
- ・児童虐待に関する対応は、要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所をはじめとする関係機関と情報交換を行い、各機関連携のうえ対応していく。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・子ども会育成連絡協議会への活動支援
- ・小学校新入学児童祝金贈呈事業
- ・新生児祝品贈呈事業

(4) 就労支援

<現状と課題>

一般就労が難しい障がい者の就労支援は、相談支援事業所を通じて案内をしています。町内に就労支援事業所がないことから、町外の就労支援事業所に通所しています。

高齢者の就労については、「様似町高齢者事業団」が就労したい方を登録し、町内からの仕事の依頼を受け付け、会員に紹介しています。高齢者事業団は会員の減少や高齢化という課題があります。

現在、町内には上記の他には相談をしたり居場所となる場所はありません。

<町民や地域で行うもの>

- ・地域で、就労希望はあるが就労していない人がいるときは、役場や民生委員に連絡したり、高齢者事業団を紹介したり、地域の助け合いへの参加をうながす。
- ・その方の困難や特性の理解に努め、配慮をした対応をする。
- ・町内企業等では、障がい者等の雇用が可能か検討する。

<町行政が行うもの>

- ・相談支援事業所や高齢者事業団と連携をする。就労の相談もできる居場所の設置を検討する。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・様似町高齢者事業団への協力

3. 共に支え合うための仕組みづくり

(1) 交通、移送支援

<現状と課題>

町内の福祉制度としては従来から、町が社会福祉協議会に委託している「移送サービス事業」(対象：単独では公共交通機関を利用することが困難な方)、近隣の病院への JR バス料金を一部助成する「老人等通院費助成事業」(対象：65 歳以上の高齢者等)、があります。

また、令和 5 年度からは、70 歳以上の高齢者や障害者を対象としてアポイ山荘無料入浴やハイヤー利用に使える「さまにシルバー券交付事業」を開始、令和 6 年 5 月からは「乗合ワゴン」でも使用可能となりました。

「乗合ワゴン」は、移動手段を持たない方々の通院や買い物など日常生活における移動手段を確保するために町が実施しており、自宅から町内 10 か所に片道 500 円で平日に運行しています。農村部ハイヤー助成(※バス路線のない地区への交通費助成として R3 年度から実施)は R6 年度末に廃止されました。

土日の移動手段や、町外への移動手段、ハイヤーは予約がとれないときもある、などの課題があり、将来的な運転手不足の懸念もあります。

<町民や地域で行うもの>

- ・交通については、住民同士の助け合いや自治会などでの取り組みも可能であり、各地域でできる交通対策を話し合い、近隣住民や知人同士で助け合いの実践に取り組む。

- ・介護予防事業などの地区での集まりへの移動手段について、町の交通担当と一緒に検討していく。

<町行政が行うもの>

- ・既にある福祉制度や「乗合ワゴン」について継続し、利用者や住民の意見を取り入れ改善をしていく。
- ・各種制度については、住民に周知広報をしていく。
- ・地域での取り組みについては、町として支援出来ることがあるかを検討する。
- ・高齢者の交通事故等防止のための免許返納も呼びかけていく。
- ・交通事業者の動向を注視し、それに合わせた動きをしていく。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・移送サービス事業の受託継続（福祉有償運送）
- ・サービス利用者と関係医療機関との連携（非介護タクシー）

(2) 生活支援

<現状と課題>

高齢者の日常生活での困りごとについて、介護保険制度外で町の福祉制度外のものは、町内の生活支援サポーターの力を借りて対応していますが、草刈りや除雪などは重労働です。

町の福祉制度としては、買い物や掃除を支援する「軽度生活援助事業」や「給食サービス」「移送サービス」などがあり、「病院付き添い」の委託事業も令和4年7月から新たに開始しました。また、令和6年度からは「軽度生活援助事業」の委託先を変更しています（※変更した委託先は、町内で「便利屋」を開業しており、有償ですが困りごとの相談先でもあります。）

令和7年度からは、生活支援体制整備事業として専任のコーディネーターを委託し、町内での仕組みづくりについて地域住民も交えて話し合いを開始したところです。

<町民や地域で行うもの>

- ・制度外の身近な困りごとについては、各地区で行うことが理想であり、各自治会内でも検討する。
- ・どんな困りごとに対応してほしいか、どんな制度があったらいいか、について意見や案を出していく。

<町行政が行うもの>

- ・既存の町の福祉サービスについては継続していく。
- ・住民の要望に合わせたサービスなど仕組みづくりを検討する。
- ・委託した生活支援コーディネーターや委託先事業者と連携していく。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・給食サービス事業の継続受託（健康維持と安否確認）

(3) 相談支援、情報提供

<現状と課題>

健康相談を保健推進係で、介護の相談を地域包括支援センターや介護保険係で、福祉の相談を相談支援事業所「ういず」や福祉推進係で、担当しています。

※子育ての相談は町立幼児センター子育て支援係や保健推進係…2(3)を参照

※困窮者支援、生活保護の相談については税務町民課社会係…3(8)を参照

※ケアラー支援については、保健福祉課・税務町民課・生涯学習課 を相談先として令和 6 年度から啓発記事とともに町広報で周知。別途、学校を通じても啓発物を配布しています。

相談窓口については町広報や町 HP、あるいは直接対象者に周知をしています。関係者間の連携や、地域住民との連携のためには、情報の共有が必要です。

役場各担当と社会福祉協議会では、自治会配布を利用して印刷物による情報提供を随時行っています。役場では内容によってはインターネットを活用した情報提供もしています。

<町民や地域で行うもの>

- ・専門的でない相談は、近所の地域住民などが相談に対応し、地域住民同士のつながりも作っていく。
- ・各分野の相談先などを、知っている人が教えて、専門の相談先につながるようにする。

<町行政が行うもの>

- ・各分野で、それぞれの担当係が相談に対応し、相談内容によっては、さらに専門的な機関や他の部署を紹介する。
- ・町広報や町ホームページ、各種 SNS などを通じて、情報提供をする。
- ・介護の相談に来た方には介護保険制度のガイドブックを見せながら説明等を行う。
- ・障害福祉分野のガイドブックを作成したので今後活用していく。

※子育て関係は、2(3)を参照

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・相談窓口の充実（行政、専門機関との連携）

(4) 災害時、緊急時支援と防犯

<現状と課題>

「災害時避難行動要援護者名簿」については、令和 2 年度に再整備をし、以後は毎年更新する流れを民生委員の協力を得て実施しています。令和 7 年度以降は、自治会長の協力も得て内容更新をしています。個別の避難支援プランについてや、実際に災害があった際に関係者が本当に動けるか、等にまだ課題がありますが、地域住民の方に、支援が必要な方が近くにいるかをあらかじめ知っておいてもらう事で、今後の詳細検討を行う足掛かりとしています。

町内高齢者等の「見守り」については、約 30 の町内事業者と見守り協定を締結しています。（子ども等

の見守りも含む)

また、「様似町ひとり暮らし老人等緊急通報システム」設置事業で、希望者には無料で緊急通報装置を自宅につけています。緊急時にボタンを押すと、札幌の本部につながり、消防などと連携をとった対応が可能となります。

<町民や地域で行うもの>

- ・避難行動要支援者名簿について、民生委員、自治会役員で更新の協力をする。
- ・災害時は、自分で行うこと(自助)、助け合いで行うこと(互助や共助)、行政等により行うこと(公助)、と分けて考え、町民や地域で行うものを整理してあらかじめ対応の準備しておく。
- ・日常的な見守りについては、地域住民がご近所同士で気にかけて、声をかけ合う。
- ・家を訪問することの多い事業者等は、見守り協定への参加を検討する。

<町行政が行うもの>

- ・避難行動要支援者名簿について、民生委員、自治会役員の協力をいただき毎年度の更新を行う。
- ・災害時の避難等について、町防災車両係とも連携し、役割の確認をする。地域住民には避難行動や日頃の準備について啓発していく。
- ・医療的ケアが必要な方の避難プランについて、関係機関と連携して確認していく。
- ・見守り協定を結んでいる事業者からの連絡に対応するとともに定期的に連絡をとり状況確認する。
- ・緊急通報システムについて、希望者宅に設置をする。
- ・高齢者宅を狙った詐欺等について、近隣の被害情報を関係者や住民と共有したり、防犯の啓発をする。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・町地域防災計画への参画、協力
- ・町災害対策本部と被災状況、避難状況、インフラの復旧計画等の情報共有
- ・道社協との『災害援助活動の支援に関する協定書』、町との『災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書』締結により、大規模な災害が発生した際の被災者及び被災地支援のための「災害ボランティアセンター」として活動の拠点設置
- ・平常時から災害に備えたセンター機能の整備
- ・災害時等要援護者支援体制の整備（ヘルパー）

(5) 健康づくり、介護予防

<現状と課題>

町保健福祉課保健推進係にて、各種の健(検)診事業を実施しています。また、健康づくりのための「ヘルシーアップ」事業や、高齢者の体力づくりのための「ヤングシニアスクール」事業については現在、教育委員会(元々の主催者)と保健福祉課で連携して行っています。

また、病院への通院手段について、各種助成をしております。(※(1)交通・移送支援を参照)

「介護予防」については、町内5地区で住民主体で運営する「通いの場」があり、いきいき100歳体操・かみかみ100歳体操・ふまねっと運動・よいとこ体操などを行っています。

町保健福祉課では介護予防の事業「きらくらぶ」を実施しています。

<町民や地域で行うもの>

- ・自ら健康の維持に努め、セルフケアを意識していく。
- ・地域単位で互いに協力し合い、介護予防の「通いの場」の地域での開催等につなげる。

<町行政が行うもの>

- ・各種の健(検)診事業を継続する。
- ・健康づくりが目的の運動系の事業については、より効果的な事業となるよう、受託事業者とも連携していく。
- ・介護予防を目的とした事業については、地域での自主的な開催が可能となるよう、サポーターを養成したり、活動の支援をする。(各地区の介護予防「通いの場」、サポーター養成講座)
- ・町主催の介護予防事業は、専門の多職種間で連携し、事業がより効果的になるよう進めていく。(「きらくらぶ」、依頼を受けての各種教室や講話)
- ・介護予防活動の取組みについて、町内に周知広報をし、取組みを行うことの啓発を行う。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・地域包括ケアシステムの構築と研究
(医療・介護・予防・生活支援・住居の一体的な提供)

(6) 福祉サービスの提供

<現状と課題>

相談支援事業所と連携し、サービス利用計画に基づき、法令による各種給付を行っています。町内には就労支援事業所や入居施設がないという課題はありますが、近隣の事業所等を利用しています。

また、町による福祉サービスは「地域支え合い事業」として大部分を社会福祉協議会に委託し実施しています。

○法令に基づく障害福祉サービスの対象者や利用の状況は、第2章を参照。

○町による福祉サービスの主なものは以下のとおり。詳細は各個別計画を参照。

軽度生活援助事業	日常生活上の援助。買物や掃除などの支援
生きがいデイサービス事業	介護度認定で非該当となった方のデイサービス利用
移送サービス事業	自力移動が困難な方や人工透析を受けている方の移送
給食サービス事業	平日の夕食を自宅に届ける
家族介護等支援手当支給事業	要介護3以上で在宅の方に支給
緊急通報体制等整備事業	一人暮らしの老人等に専用端末機を貸与
老人等通院費助成事業	通院費の一部を補助

さまにシルバー券交付事業	アポイ山荘入浴、ハイヤーや乗合ワゴン利用、の券を交付
病院付き添い事業	移送サービス利用者で付添人を手配できない場合

<町民や地域で行うもの>

- ・福祉施設への入居者や、在宅の障がい者や家族への理解を深める。

<町行政が行うもの>

- ・各種給付事務を滞りなく実施する。
- ・委託実施等の町の福祉サービスについて、事業者とも連携し継続する。
- ・町内で新たに必要なサービスについて検討していく。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・高齢者福祉の推進（長寿祝品の贈呈、寝たきり高齢者等紙おむつ助成）
- ・弔意供物奉てん
- ・自治会福祉部活動支援事業（敬老会活動等）
- ・福祉用具の貸付け（車いす、ベット等）
- ・障害者居宅介護事業（自立支援法）の受託継続

(7) 介護サービスの提供

<現状と課題>

介護保険制度による各種サービスが町内外で展開されています。

○様似町民が利用している介護サービス

町内	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、短期入所生活介護、通所介護、訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、介護予防支援 ※他に、住宅改修、福祉用具購入など
町外	上記の他に、老人保健施設(短期入所含む)、認知症対応型共同生活介護、訪問看護、居宅療養管理指導、訪問リハビリ、通所リハビリ、特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム、サ高住等)、他

各事業所では、介護人材不足や物価高騰等による経営難の課題を抱えています。

また、上記以外の多様なサービスの展開までには至っておりません。

<町民や地域で行うもの>

- ・介護の仕事についての理解や、介護が必要になった家族がいる家庭への理解を深める。
- ・職場では、介護休暇等の制度を普及させ介護離職が生じないようにする。

<町行政が行うもの>

- ・経営難の事業所については、その要因を調べたうえで、状況によっては町予算で経営補助を行い、介護

サービス継続を支援する。

- ・多様なサービスの展開について事業者への説明と情報提供を継続する。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・訪問介護事業（さまにホームヘルプサービス事業所）の安定経営
- ・居宅介護支援事業（さまに居宅介護支援事業所）の安定経営
- ・町地域包括支援センターとの情報共有化及び連携強化
- ・介護、保健、福祉と医療の連携システムの構築（循環型支援システム）

小規模多機能型居宅介護、認知症グループホーム、生活支援長屋（退院後の在宅移行等の一時的な居宅に対応）の3つの施設を渡り廊下で結ぶ。地域交流施設（高齢者の健康、生きがいつくり、介護予防、交流）など。

(8) 権利擁護、困窮者支援

<現状と課題>

様似町では平成27年度から、判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障のある障害者や認知症高齢者を対象に、成年後見制度の利用促進をするための「成年後見制度利用促進事業実施要綱」を制定し、町広報などで周知をしてきましたが、利用件数は低調です。

社会福祉協議会では、一時的な生活困窮者への経済支援として「生活福祉資金貸付事業」を実施しています。また、北海道社会福祉協議会が所管する「日常生活自立支援事業」については、実際に支援を担う生活支援員がいないことから様似町内では利用できない状況が続いています。

高齢者虐待や児童虐待については、関係機関と連携のうえ、各担当で対応をしています。

困窮者支援については、様似町役場税務町民課で、生活保護制度の案内などを行っています。

<町民や地域で行うもの>

- ・各種制度につなげるため、自分では判断や手続きが難しい方や生活困窮者が地域にいる場合には、役場や社会福祉協議会にその情報を伝える協力をし、できる範囲内で地域での支え合いを行う。

<町行政が行うもの>

- ・成年後見制度については、引き続き補助制度を継続し広報周知も行っていく。
- ・虐待対応について継続し、これまでの経験も活かし、虐待予防にも対応していく。

<町社会福祉協議会が行うもの>

- ・日常生活自立支援事業の体制整備（生活支援員養成、財源確保）
- ・成年後見制度との連携
- ・生活困窮者自立相談支援事業への協力
- ・北海道社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付制度」についての情報提供、相談

第5章 計画の推進

1. 推進体制の整備と計画管理

計画の着実な推進を図るため、各組織内で横断的な連携を進めるとともに、町保健福祉課、町社会福祉協議会を中心として具体的な方策等を検討し、関係機関と連携した取り組みを進めていきます。

2. 計画の普及・啓発

本計画を推進していく上では、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、町民をはじめとする計画に係るすべての人が共通認識を持つことができるように、町ホームページなどを活用し、広く町民や関係機関に周知し、計画の普及・啓発を行います。

3. 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は、地域に生活している住民一人ひとりです。

住み慣れた地域で、共に支え合い助け合う社会を作っていくためには、町行政や社会福祉協議会の取り組みだけではなく、地域住民との協働が必要です。

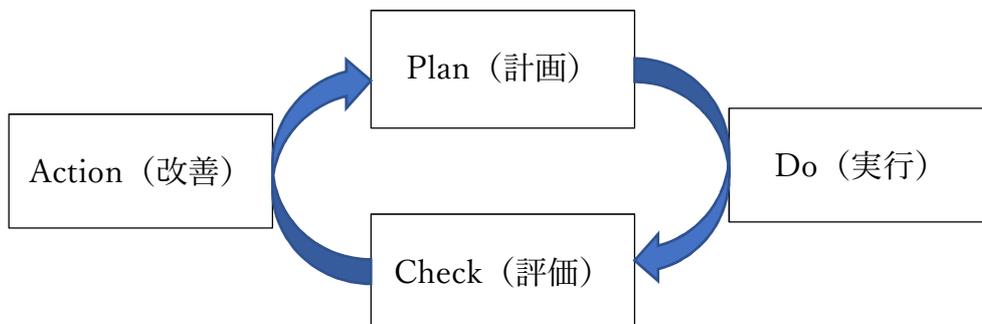
また、地域には多様な生活課題や福祉ニーズが潜在しており、それらに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、関係機関、地域組織、事業者も地域福祉の重要な担い手です。

計画を推進していくにあたっては、相互に連携し、それぞれの役割を果たしながら協働により計画を推進します。

4. 計画の検証と見直し

本計画は5年間にわたる計画であり、地域課題や住民ニーズの変化、福祉関連に関する国の施策に合わせ、計画内容の検証と見直しを行うことが必要です。

また、本計画の進行管理を行うため、達成できたかどうかを町担当課職員や社会福祉協議会職員により、進捗状況进行评估し、PDCAサイクルにより、その後の計画の推進に反映します。



【資料 1】

様似町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成22年5月10日

告示第40号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づく様似町地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)の策定に当たって、住民及び社会福祉関係者等の意見を計画に反映させるため、様似町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的達成のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉サービス事業者
- (2) 医療関係者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 民生児童委員
- (5) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、保健福祉課内に事務局を置く。

(関係機関との連携)

第8条 地域福祉計画の策定に当たっては、様似町社会福祉協議会をはじめ関係機関との連携を図る。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月10日から施行する。

【資料2】

様似町地域福祉計画策定委員名簿

	氏 名	所 属
福祉サービス事業者	矢 陸 和 男	高齢者事業団 事務長
	九 里 隆 広	特別養護老人ホーム様似ソビラ荘 施設長
	木 下 健 一	様似町社会福祉協議会 常務理事
	長 森 美 樹	様似町社会福祉協議会 総務係長
	佐 藤 奈 津 江	様似町社会福祉協議会 介護係長
医 療 関 係 者	蔦 原 紳	三和医院 院長
保 健 福 祉 関 係	萱 森 尚 輝	障がい者相談支援事業所ういず
民 生 児 童 委 員	佐 々 木 正	様似町民生委員児童委員協議会 会長
学 識 経 験 者	大 久 保 唯 行	
	相 内 寛	

重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では狭間のニーズへの対応などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から重層的支援体制整備事業を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I相談支援、II参加支援、III地域づくりに向けた支援**を一体的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数・・・令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

